第２回特定非営利活動法人条例指定審議会議事録（要旨）

|  |  |
| --- | --- |
| 日時 | 平成２９年１０月１３日（金）１４：００～１６：３０ |
| 場所 | 大阪府立男女共同参画・青少年センター　３階　大会議室 |
| 出席者 | ＜審議会委員・五十音順＞岡山委員（㈱日本政策金融公庫　国民生活事業本部　南近畿地区統轄室長）永井委員（社会福祉法人大阪ボランティア協会事務局長）初谷委員（大阪商業大学総合経営学部教授）平尾委員（特定非営利活動法人きょうとＮＰＯセンター　統括責任者）山本委員（税理士《近畿税理士会》）＜大阪府＞長澤課長・田邉課長補佐・松園総括主査・櫻谷副主査 |
| 議題 | （１）申出NPO法人に関する審議について |
| 【議事要旨】（１）申出NPO法人に関する審議について（事務局）書類審査及び現地確認の結果、申出法人は全ての指定基準に適合している旨を説明。（委員）法人に確認したい内容を整理。　　　　指定管理が取れなかった場合の将来のビジョン、役員報酬、未払金、会員が増加し続けた場合のビジョンを確認する。【法人入室　ヒアリング】（法人）資料に沿って、以下のとおり法人概要・事業概要を説明。　　　　○設立の経緯は、平成14年12月に設立予備準備委員会が設けられ、平成16年6月に設立準備委員会が発足。平成18年3月18日に茨木東スポーツクラブレッツを設立し、平成20年2月12日にはＮＰＯ法人茨木東スポーツクラブレッツを設立、その時の登録会員が803人、会員が578人。平成26年1月22日に仮認定を取得、平成28年10月31日に認定特定非営利活動法人の認定を取得。登録会員3,727人、会員1,175人となっている。○「『誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも』スポーツ活動により安心・安全に暮らせ健康で活力ある地域社会づくりを！！」とモットーに、スポーツだけでなく、地域の福祉にも関わっていくことを総合型地域スポーツクラブの任務でやっている。市民が生涯スポーツを楽しむことができる環境づくりが私たちの任務。夢は、アスリートの人に「選手になれた原点はレッツです」と言っていただけることを楽しみにやっている。○一人で様々なスポーツをできることが目的であり、あらゆるスポーツに携わり、スポーツを通じて交流ができ、地域が活性化されて、全ての人が病院に行くよりスポーツクラブに行くほうがいいと言ってもらえるように頑張っている。○活動の方針は、市民がスポーツを生涯楽しむことができる環境づくりの一助を担い、個々の能力・欲求などに合わせたスポーツ活動により、安全・安心に暮らせ、健康で活力ある地域づくりにつなげること。市民の体育及びスポーツの振興を図り、もって市民の健康及び体力の向上を促進する目的に沿った活動を誠実に遂行していくこと。○年間を通じて定期的に参加できる教室を年間40回開講している。サークルであれば年間50回、毎週同じ曜日、同じ時間、同じ場所で活動している。また、初心者を中心に今までスポーツが苦手だったという人も参加できるようなニュースポーツも行っている。ジュニアには競技スポーツをやっている。できるだけ新しいものを、小さい子どもから大人の方までができるようなもの、そして健康につながるエアロビやヨガなども加えてやっている。地域の皆さん方と楽しみたいという卓球やバレーボールはサークルでやっていただいている。○茨木市から、茨木市立東市民体育館の指定管理者として管理・運営事業の委託を受け、市民のための体育館として施設の管理運営を行っている。一人ででも参加できるよう、トレーニングルームを継続的に利用し、健康及び体力の向上に役立てていただけるように、器具の整備と手続き等の簡潔化を図っている。○スポーツに関する意識の向上と参加を促すことができるスポーツ広場をはじめ、地域交流事業を展開している。一般会員以外の方も参加していただけるように、茨木市の広報誌に掲載。「市民スポーツフェスティバル」を共催で実施したり、「スポーツフェスタ」、「ニュースポーツ大会」等も開催している。また、毎朝のラジオ体操や健康スポーツ大会を地元老人会と共催したり、茨木市保健医療センターと『レッツ健康相談会』を開催している。さらに、地元中学校の部活動の会場確保のための空き会場情報の早期公開をしている。○パッチワークや折り紙など文化的な講座もやっている。毎月１回、各種ニュースポーツの体験も交えながら、跳び箱や平均台、マット等がいつでも練習できる場所として『ふれあいスポーツ広場』を開設している。また、ＮＰＯ法人ライフこども囲碁クラブと共催で囲碁講座を開設している。○府条例４号指定の取得をめざすのは、法人の認知度をさらに上げて、当クラブが市民全体の財産となるようにしていきたい。総合型地域スポーツクラブは協働なしでは存続できない組織。地域のさまざまな団体と協働し、それぞれの立場を尊重しながら、助け合い、支え合い、「共助社会」をめざしていきたい。（委員）スポーツクラブの会員が右肩上がりで増えているが、今後の会員増の見込みと、増えた場合の従業員や施設、プログラムなどの受け皿をどのように考えているか。（法人）会員は、現在4,000人を超えており増えている。プログラムは時の世相により人気が変わり、抽選となるプログラムもある。限られた場所と指導者なのでこれ以上プログラムを増やすのは厳しいのでスクラップ&ビルドで対応していく。（委員）指定管理者の委託を受けており現在２期目。今の指定期間が平成26年度から5年間ということでよいか。これは企画公募型の入札になるのか。（法人）平成21年度から受託しており、今は2期目の４年目。プレゼンテーションで企画を提案し、それが審議会にかけられる。（委員）既に認定を取られている。その上で条例指定を受けられるメリットや成果をどこに設定されておられるのか。（法人）認定取得前は仮認定だった。仮認定と府条例は一緒ではないが、（仮認定を）取ったことによって認知度が上がったし、企業の見かたも変わった。以前は寄附のお願いもしづらかったが、今は寄附をお願いしたらしてもらえるようになった。総合型地域スポーツクラブの継続のために寄附は重要。総合型地域スポーツクラブが全て府条例の団体になるための先導者になりたいということも含め、より一層の認知度、府条例に茨木東スポーツクラブレッツの名前が載っていることで、新たな仲間ができて、企業からの応援も出てくると思っている。（委員）監事は年に一度の決算期に、会計に関する監査をされているのか。決算報告書は誰が作っているのか。（法人）監事に毎月１回来ていただき、伝票、仕訳帳、会計面のチェックを全てやっていただいている。決算報告書は、税理士が作っている。（委員）理事会に監事は出られているのか。（法人）理事会のオブザーバーとして毎回出席いただいている。理事会の監査をしていただかないといけないので、毎回欠席なしで出ていただいている。（委員）貴法人の中で、監事を含め役員の中で役員報酬を得られている方は何人か。法人から収入を得ている方、給与等種別を問わず役員は何人おられるか。（法人）役員報酬を得ているのは、監事１人。給与は１人を除いて全員がもらっている。（委員）ＮＰＯ法上では、役員に対する報酬を支払える人数は、役員総数の３分の１以下でなければならないとの規定がある。現在役員は８名だが、どのように認識されているか？（法人）理事としてではなく、労働に対する対価として給与を支払っている。監事は職員になれないので報酬を渡している。（委員）報酬の決め方だが、理事会の議案の中で、役員報酬について承認すると記載があり、理事会に諮られて変更されていることがわかる。この後に総会で決算のことをされていると思うが、総会でこの件についてかけられているのか。（法人）役員報酬の改正については理事会で決定し、総会で報告している。事業報告と予算、事業計画の中で今年度監事の報酬がこう変わったと報告している。（委員）未払金、前受金が多いが、未払金の多くを占めている修繕費の内容と前受金について教えてほしい。（法人）体育館の修繕費。節約のためＬＥＤ化に取り組んでおり経費が嵩むが、市に修繕を依頼してもすぐに対応してもらえないので、ＬＥＤ化にして余ったお金を修繕費に充てている。前受金は、4月以降の受講料を年払いされる方の分を3月に集めているため。（委員）振込み手数料を預り金としているのはなぜか。（法人）業者に支払う際の振込料が、一月遅れで銀行に処理される関係で預り金としている。（委員）私としては、未払金として処理するほうがよいと思う。（委員）協働要件について、NPO法人だからこそ、こういうことができるというものはないか。（法人）地域住民がNPO法人の組織・企画など全てやっているので、地域の意見を汲むのも早いし、地域に返すのも早い。行政と比べると、地域との関係が近く、地域の人達がスポーツを通じて繋がりができている。地域に根付いており、地域の声を常に聞いているところが一番の強みと思っている。（委員）将来の展望について、住民参加型の事業をされていて、指定管理料が予算の大きな比率を占めている。仮に指定管理がなくなった場合のNPO法人としてのビジョンを持っているのかお聞きしたい。（法人）常々、指定管理がなくなった場合の話はしており、ある程度の預貯金を持ちながら、３年、５年は持つようにしないといけないという話をしている。危機感がないわけではない。指定管理が取れなくても場所の確保ができたら、規模を縮小しながらやる。それだけの財力はある。ただ、今と同じ規模で同じ状態でというのは無理かもしれないが、皆さんに喜んでもらえる地域に役立つ総合型地域スポーツクラブの存続は可能。（法人）会員の方々もなくてはならないクラブという認識が広がってきている。寄附に対しても、以前はお願いしていたが、最近は年度が変われば自発的にしてくださる方が増えている。そこにも皆さんの思いを感じながら、５、10年続く組織になりたいと思っている。【法人退室・ヒアリング終了】（委員）指定管理者の委託を受けていることが生命線と感じた。色々その後のことも考えておられると言っておられたが、これがないとどうかなとは思う。考えられて、それなりに蓄え、現預金があるとは感じた。事業自体は地域密着で様々な世代の方が生涯スポーツを楽しめることに寄与している。情熱もあり、健康増進に寄与する事業で、高齢化社会や世間の健康志向の高まりに沿っている。地域の方々をつなぐ意義深い事業だと感じた。（委員）事業そのものは問題ない。情熱もある。指定管理の比率が高く、生命線といわれるところもよくわかるが、基本的にそれがなくてもNPOはボランティア、人員を雇わない選択肢もあるので、必ずしも同じ規模、同じ状態ではなくても法人の持続性そのものはある。それ以外のところでいうと、ＮＰＯ法上では、役員は３分の１以下の範囲でしか報酬を受けとることができないと規定されている。この法人は、１人を除く理事全員が給与の支給を受けているが、法人税法上では、代表権のある理事は使用人兼務役員となれないため、理事長と副理事長は、法人税申告の際に役員給与（報酬）として申告することになる。このようなことを踏まえ、条例指定法人となれば、外部からの注目度も高くなるので、念のため、法人の報告どおり理事長をはじめ全員が給与を受けていることの確認が必要だと思う。（委員）報酬の決め方だが、定款第１７条第３項で総会の議決を経て理事長が別に定めるという規定がある。先ほど法人は、総会へは報告と説明していたので、この確認も併せてしていただきたい。（委員）本来、総会で上程する議案というのは理事会で議決していることが前提である。理事会で議決して、総会で審議して議決され、それを理事長が便宜的に定めている。つまり、理事会と総会はセット。（委員）事業報告書の理事会の開催状況では、平成28年12月10日の理事会で監事の推薦を行っている。定款では役員の選任は総会で諮ることとなっているので、念のため、平成29年に開催された総会議事録で確認してほしい。（委員）将来ビジョンについてどう判断するか。（委員）覚悟をされていることが伝わってきた。行政から言われたからやっているというような安易な考えの運営ではないことが伝わってきた。ビジネスモデルとしては指定管理者であり続けることだと思うが、そうでなくともやっていくと言っておられたので、そこは適合していると思った。（委員）条例指定基準を満たしているかどうかについて一部、更なる確認が必要な部分が生じたので、今日の段階では結論は保留として継続審議とする。今後事務局に、委員からご指摘のあった事項を確認いただき、各委員に説明してもらう。その上で、改めて審議会としての判断をしたいと考える。（事務局）事務局でご指摘のところを含めて確認し、会長と相談させていただいた上でのことになるが、できれば持ち回り審議とさせていただきたい。　　⇒事務局で再確認後、持ち回りで審議予定 |